

○厚生労働省告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する

指定生活介護をいう。)、共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。)、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第二百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設を設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第二百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設を設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定障害福祉サービス」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活

改正前

二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する

指定生活介護をいう。)、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第二百六十七号)第十二条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設を設置する施設をいう。以下同じ。)が行う生活介護(以下「指定障害福祉サービス」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介

介護事業所」という。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介護事業所等」という。)の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条(指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

(2) (略)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	。
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 る割合

護事業所等」という。)の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

(1) 利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

(2) (略)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	。
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 る割合	厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 る割合

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数の員数を満たしていないこと。

百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）
--

ハ 指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準

指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
百分の七十

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
百分の七十

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準
指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間未満であること。

イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）又は共生型短期入所（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する共生型短期入所をい

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。

百分の七十

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準

指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
百分の八十五

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
百分の七十五

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準
指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間未満であること。

イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定

百分の七十

う。以下同じ。)の利用者の数(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所に規定する施設(以下「本体施設」という。)の利用者の数及び当該指定短期入所事業所の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第五条に規定する施設(以下「本体施設」という。)の利用者の数の合計数とし、共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二第一号に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。)又は指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定障害福祉サービス基準第九十三条の四第一号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。)(以下「共生型短期入所事業所」という。)にあつては、当該共生型短期入所事業所が提供する共生型短期入所の利用者の数及び指定短期入所介護等(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二第一号に規定する指定短期入所生活介護等をいう。)又は宿泊サービス(指定障害福祉サービス基準第百二十五条の三第一号に規定する宿泊サービスをいう。)の利用者の数の合計数とする。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(4) (1)～(3) (略) 共生型短期入所事業所 過去三月間の 利用者の数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十五条の四において準用する指定障害福祉サービス基準第百二十三 条に規定する運営規程に定められている	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準 百分の七十	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十
--	-----------------------------	--------------------------------

短期入所事業所(指定障害福祉サービス基準第百十五条规定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)第五条に規定する施設(以下「本体施設」という。)の利用者の数の合計数とする。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (新設) (略)	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準 百分の七十	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十
------------------	-----------------------------	--------------------------------

利用定員（以下この(4)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た額を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(二) 利用定員が五十一人以上の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

口 指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合は、百分の五十）

四 (略)
五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十

利用定員（以下この(4)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た額を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(一) 利用定員が五十人以下の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(二) 利用定員が五十一人以上の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

口 指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

四 (略)
五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十

五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」といいう。）の指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
(1) 過去三月間の利用者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合	百分の七十

五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(一) 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第百六十二条又は第百六十二条の四において準用す

る指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

(2)(略)

口 指定自立訓練(機能訓練)事業所等(共生型自立訓練(機能訓練)事業所を除く。以下この口において同じ。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員(下欄において「看護職員等」という。)又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
百分の七十(看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十)	百分の七十

六 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第二百六十

ス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合

(2)(略)

口 指定自立訓練(機能訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

六 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準第二百六十

五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百七十二条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（生活訓練）事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」といいう。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) (略)	百分の七十

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「のぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第百七十二条又は第百七十三条の四において準用す	百分の七十

五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

る指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支
九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運
四十一條に規定する運営規程に定め
られている利用定員(以下この項に
おいて「利用定員」という。)の数
に三を加えて得た数を超える場合

(2)(略)

(2)(略)

ハ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(共生型自立訓練(生活訓練)
事業所を除く。以下このハにおいて同じ。)の従業者の員数が次
の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に
乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

指定障害福祉サービス基準又は指定障害 者支援施設基準の規定により、指定自立訓 練(生活訓練)事業所等に置くべき生活支 援員若しくは地域移行支援員又はサービス 管理責任者の員数を満たしていないこと。 五十)	厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合	百分の七十(生活支 援員若しくは地域移 行支援員の員数を満 たしていない状態が 三月以上継続してい る場合又はサービス 管理責任者の員数を 満たしていない状態 が五月以上継続して いる場合は、百分の 五十)
---	-------------------------------	---

七 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の
(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

(2)(略)

(2)(略)

ハ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者の員数が次の表の上
欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割
合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

指定障害福祉サービス基準又は指定障害 者支援施設基準の規定により、指定自立訓 練(生活訓練)事業所等に置くべき生活支 援員、地域移行支援員又はサービス管理責 任者の員数を満たしていないこと。	厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合	百分の七十
---	-------------------------------	-------

七 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の
(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ（略）
ロ（略）

		厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準
イ （略）	八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たすこと。
ロ イ （略）	八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	厚生労働大臣が定め厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定め厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

		厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準
イ （略）	八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たすこと。
ロ イ （略）	八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	厚生労働大臣が定め厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定め厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定め厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

イ（略）
ロ 指定就労移行支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。

若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。

九	介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	イ (略)	口 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。	口 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。
)	以上継続している場合は、百分の五十	以上継続している場合は、百分の五十	以上継続している場合は、百分の五十	以上継続している場合は、百分の五十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十(職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十	百分の七十

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十	百分の五十

九の二 介護給付費等単位数表第14の2の1の就労定着支援サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定就労定着支援事業所に置くべき就効定着支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（就効定着支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(新設)

(新設)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

指定障害福祉サービス基準の規定により
、指定自立生活援助事業所に置くべきサー
ビス管理責任者の員数を満たしていないこ
と。

厚生労働大臣が定め
る所定単位数に乘じ
る割合

百分の七十（サービ
ス管理責任者員数を
満たしていない状態
が五月以上継続して
いる場合は、百分の
五十）

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注7の
(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じ
る割合

指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第
一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業
者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所
定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定め
る所定単位数に乘じ
る割合

指定障害福祉サービス基準の規定により
、指定共同生活援助事業所に置くべき世話
人若しくは生活支援員又はサービス管理責
任者の員数を満たしていないこと。

百分の七十（世話人
若しくは生活支援員
の員数を満たしてい
ない状態が三月以上
継続している場合又
はサービス管理責任
者の員数を満たして
いない状態が五月以
上継続している場合
は、百分の五十）

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注8の
(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じ
る割合

指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第
一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業
者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における共同生
活援助サービス費については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄
に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定め
る所定単位数に乘じ
る割合

指定障害福祉サービス基準の規定により
、指定共同生活援助事業所に置くべき世話
人、生活支援員又はサービス管理責任者の
員数を満たしていないこと。

百分の七十

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注10の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(新設)

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合	厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合	厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合	厚生労働大臣が定め る所定単位数に乘じ る割合
百分の七十（世話人 若しくは生活支援員 の員数を満たしてい ない状態が三月以上 継続している場合又 はサービス管理責任 者の員数を満たして いない状態が五月以 上継続している場合 は、百分の五十）	百分の七十（世話人 若しくは生活支援員 の員数を満たしてい ない状態が三月以上 継続している場合又 はサービス管理責任 者の員数を満たして いない状態が五月以 上継続している場合 は、百分の五十）	百分の七十（世話人 若しくは生活支援員 の員数を満たしてい ない状態が三月以上 継続している場合又 はサービス管理責任 者の員数を満たして いない状態が五月以 上継続している場合 は、百分の五十）	百分の七十（世話人 若しくは生活支援員 の員数を満たしてい ない状態が三月以上 継続している場合又 はサービス管理責任 者の員数を満たして いない状態が五月以 上継続している場合 は、百分の五十）
指定障害福祉サービス基準の規定により 、日中サービス支援型指定共同生活援助事 業所に置くべき世話人若しくは生活支援員 又はサービス管理責任者の員数を満たして いないこと。	指定障害福祉サービス基準の規定により 、日中サービス支援型指定共同生活援助事 業所に置くべき世話人若しくは生活支援員 又はサービス管理責任者の員数を満たして いないこと。	指定障害福祉サービス基準の規定により 、日中サービス支援型指定共同生活援助事 業所に置くべき世話人若しくは生活支援員 又はサービス管理責任者の員数を満たして いないこと。	指定障害福祉サービス基準の規定により 、日中サービス支援型指定共同生活援助事 業所に置くべき世話人若しくは生活支援員 又はサービス管理責任者の員数を満たして いないこと。

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定め

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定め

指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	る所定単位数に乗じる割合
百分の七十(世話人の員数を満たしていない状態が三月以上続いている場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合)	百分の七十(世話人の員数を満たしていない状態が三月以上続いている場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合)

指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	る所定単位数に乗じる割合
	百分の七十